

特定一般教育訓練給付制度について

本給付金の受給資格を得るためには、入学2週間前までに、ご自身でハローワークにおいて事前手続きを行う必要があります。

ご不明な点はハローワークにご照会ください。

(本学からは領収書と修了証明書*の発行についてのみ、対応します。)

「政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策・経営人材養成短期プログラム」は、厚生労働省が実施する「特定一般教育訓練給付制度」対象講座に指定されました（2022年度～2024年度）。

つきましては、2024年度受講者の皆様が、本制度を利用される場合の手続きの概要をご案内します。

制度の詳細、受給資格等については厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

ハローワーク HP「教育訓練給付制度」

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

1. 特定一般教育訓練給付制度利用申請の時期

手続きは、ご自身で、以下タイミングで行う必要があります。締切の詳細はハローワークで再確認してください。

- ・受講前の手続き：受講開始2週間前まで
- ・支給申請の手続き：成績発表後1か月以内

*2024年4月1日から教育訓練の受講前の必要書類の提出期限が緩和され2週間前までとなりました。詳細はホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00037.html

2. 手続きの場所

原則として、教育訓練を受講する本人の住居所を管轄するハローワーク

3. 受講前の手続きについて

受講前の手続きについては、受講開始日の2週間前までに行う必要があります。

大学から発行される書類は不要です。

ご自身の住所を管轄するハローワークへ直接ご申請ください。なお、受給条件等によって、追加の書類が必要になる場合がありますので、詳細についてはハローワークにお問い合わせください。

【主な提出書類】

① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

ハローワークなどで配布。ハローワークのウェブサイトよりダウンロードも可能です。「労働者の方の行う手続き」から「教育訓練給付関係」をクリックしてください。

<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>

② ジョブカード（受講前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの）

③ 本人・住居所確認書類

④ 個人番号確認書類 および 身元（実在）確認書類

⑤ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

※上記①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の記載事項について

■ 科学技術イノベーション政策・経営人材養成短期プログラム ■

指定番号：【1321512-2210013-4】

教育訓練施設の名称：【政策研究大学院大学】

教育訓練講座名：【科学技術イノベーション政策・経営人材養成短期プログラム】

受講開始予定年月日：【2024 年 6月8日】

受講修了予定年月日：【2024 年 10月25日】※

※授業への出席は8月10日までであるが、大学での成績発表が10月25日となるため。

4. 支給申請の手続きについて

受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、ハローワークへ支給申請を行う必要があります。この申請により、受講料の40%が支給されます。

【主な提出書類】

① 受給資格確認通知書・・・受講前申請時にハローワークから交付

② 教育訓練給付金支給申請書

ハローワークのウェブサイトよりダウンロードも可能です。「労働者の方の行う手続き」から「教育訓練給付関係」をクリックしてください。

<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>

③ 特定一般教育訓練修了証明書・・・要件を満たした方*に政策研究大学院大学から発行

*特定一般教育訓練修了証明書の発行には、3科目を履修し、修了することが要件となります。

④ 教育訓練経費に係る領収書・・・政策研究大学院大学から発行

⑤ 本人・住居所確認書類

⑥ 個人番号確認書類 および 身元（実在）確認書類

なお、提出書類は、個別事情により異なることがありますので、詳細については、厚生労働省、ハローワークのウェブサイトや窓口で必ずご確認ください。

受給期間中に制度の改正・変更・廃止等が行われる場合があります。

以上